

税関	東京	回答 年月日	令和4年3月10日
品名	英語教材		
照会内容	英語教材について、関税定率法第14条第4号の規定の適用は可能か。		
照会貨物 の概要	<p>貨物の性状：紙製の冊子</p> <p>貨物の内容：各ページには絵とともに、その絵を表す一から三文が英語で印刷されている。表紙及び裏表紙のそれぞれの裏面には、教材内容について理解を深めるための質問と答えや、学習内容（単語や文法等）が英語で印刷されている。</p> <p>貨物の用途：英語の教材</p>		
回答	関税定率法第14条第4号の規定の適用は認められる。		
理由	本品は、絵とその絵を表す短い文章が英語で印刷され、その表紙及び裏表紙のそれぞれの裏面に、教材内容の理解を確認する項目及び学習内容（単語や文法等）が記載されているものであり、関税定率法第14条第4号に規定する「記録文書その他の書類」に該当する。		